

議案第17号

平成25年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 年間販売電力量 | 170,191,300 kWh |
| (2) 横瀬川発電所建設費 | 181,377千円 |
| (3) 加谷川発電所建設費 | 204,971千円 |
| (4) 若松川発電所建設費 | 112,886千円 |
| (5) 企業局東部事務所太陽光発電所建設費 | 44,772千円 |
| (6) FAZ倉庫太陽光発電所建設費 | 158,715千円 |
| (7) 竹内西緑地太陽光発電所建設費 | 293,238千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|------------|-------------|---|
| 第1款 電気事業収益 | 1,902,450千円 | |
| 第1項 営業収益 | 1,846,154千円 | |
| 第2項 営業外収益 | 56,296千円 | |
| | 支 | 出 |
| 第1款 電気事業費 | 1,725,243千円 | |

第1項 営業費用 1,557,644千円

第2項 営業外費用 167,599千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額607,275千円は、過年度分損益勘定留保資金553,545千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,730千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 917,000千円

第1項 企業債 917,000千円

支 出

第1款 資本的支出 1,524,275千円

第1項 建設改良費 1,128,328千円

第2項 企業債償還金 395,947千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------|--------|-----------|
| 再生可能エネルギー発電施設導入促進事業（小水力発電） | 平成26年度 | 546,651千円 |
| 新幡郷発電所AVR・GOV盤更新工事 | 平成26年度 | 48,774千円 |
| 佐治発電所精密点検工事に伴う取替修繕用部品購入費 | 平成26年度 | 12,367千円 |

東部事務所運転監視業務委託 平成26年度から 99,015千円
平成30年度まで

再生可能エネルギー発電施設導 平成26年度 425,162千円
入促進事業（竹内西緑地太陽光
発電）

財務会計システム更新事業 平成26年度から 18,598千円
平成30年度まで

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|--------------|---------------|---|---|--|
| 電気事業費に充 当 | 千円 917,000 | 証書借入れ又は証券発 行の方法により財政融 資資金その他より借入 れするものとする。た だし、事業又は県財政 の都合により起債額の 全部又は一部を翌年度 に繰り延べて起債する ことができる。 | 10%以内（た だし、利率見 直し方式で借 り入れる資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率） | 借入年度から1年すえ 置き、じ後29年度間に 償還するものとする。 ただし、県財政その他 の都合によりすえ置き 及び償還年限を短縮又 は延長して起債し、あ るいはすえ置き又は償 還期間中であっても償 還年限を短縮し、延長 し、又は繰上償還を行 い、若しくは借換えす ることができるものと する。 |

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、404,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め

る。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 417,367千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 職員の児童手当に要する経費 2,368千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

平成25年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治